

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

本号に限り、目次は 2 ページ
に移動しました。



ご自由に
お持ちください



「自由と人権」
ホームページ

NO.31 (2023.7.20)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

MEMENTO MORI

死を想え

ここ伝言館の出口のうゑに「MEMENTO MORI／死を想え」と書いたプレートが貼ってあります。初代館長の故・早川篤雄和尚が自分の思いで掲げたものです。

人間は生きながらにして「自分がいつかは死すべきものだ」ということを想うのは、そう簡単ではありません。古代ギリシャや古代ローマの時代から、「人はいずれは死すべき存在であることを忘れるな」という趣旨の命題はいろいろ論じられてきました。それは、絶頂期にある将軍を諷めるためだったり、「いつ死ぬか分からないから、今日を楽しめ」という意味合いだったりしました。後者の「今日を楽しめ」という言葉は、ローマのホラティウスの詩に登場する "Carpe diem" (カルペ・ディエム) という言葉に由来し、その意味は「一日の花を摘め＝今この瞬間を楽しめ＝今という時を大切にしろ」という意味と解されています。

ところが、その後のキリスト教世界では「メメント・モリ」は、現世での楽しみや贅沢は空しいものであることを強調するために使われ、「神の国である来世に思いを馳せる」誘因となったと言われます。

京都学派の哲学者・田辺元は、最晩年に「死の哲学」を構想しましたが、そのために発表された論文が「メメント・モリ」と題されていました。田辺はこの論文で現代を「死の時代」と規定し、「近代人が生きることの快楽と喜びを無反省に追及し続けた結果、生を豊かにするはずの科学技術がかえって人間の生を脅かすという自己矛盾的事態を招いた。それを打破するには、メメント・モリの戒告（「死を忘れるな」）に立ち返るべきだ」と主張しました。

『平家物語』は、「祇園精舎の鐘の音、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。おごれる人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし」という有名な文章で始まります。冒頭に出てくる「諸行無常」ということばこそ仏教の中核的な教義の一つで、「何事も今の状態に留まり続けることはない」ことを表しています。

だから、仏教徒である早川篤雄和尚が「メメント・モリ（死を想え）」と掲げた真意は、おそらく、この「諸行無常」という仏教観に根差すもので、原発と闘ってきた体験を踏まえ、国や電力企業に「うぬぼれるな！」と一喝した言葉だったのかもしれないし、私たち自身に「今の生活に安住するな！」と自重を促した戒めの言葉だったのかもしれないと感じていました。

しかし、この早川篤雄和尚の直筆の書を見ると、「今生きている喜びを精一杯楽しめ」という「カルペ・ディエム」の意味が重ねられていたことが分かります。

安斎育郎（伝言館館長）

【思うこと】

福島県楡葉町の宝鏡寺境内にある伝言館のことは通信NO.30(2頁)で紹介した。本号1頁冒頭に掲載した「死を想え」のプレートは、伝言館現館長である安斎育郎さんの紹介文にあるように、初代館長の故・早川篤雄和尚が自分の思いで掲げたもので、伝言館出口に掲示されている。

表示プレートと紹介文は、筆者が打ち直したもので、実物は下の画像のとおりである。

このことを紹介し、画像を送ってくださったのは、いわき市に住む吉岡玲子さんという方である。何を隠そう、彼女は5月20日の「闇に消されてなるものか」の上映と樋口健二さん・永田浩三さんの講演に、はるばる同市から駆け付けてくれた方である。

吉岡さんからのメールにぼくは次のように返信した。

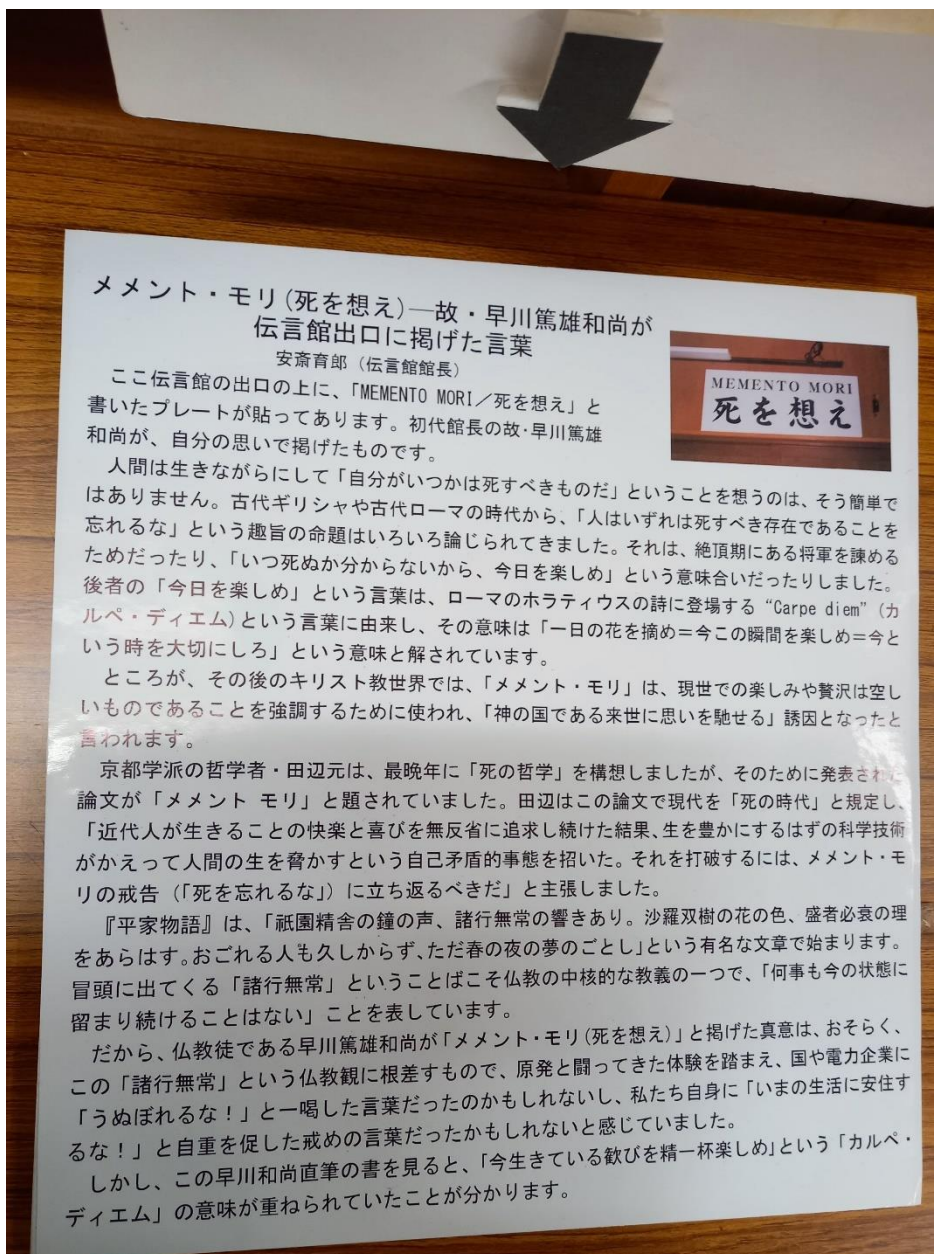
(前略)「わたしたちは、いつでも死んだときにことを考え、今を生き続けなければならないと肝に銘じなければなりません。日々安逸な生活に流されがちではありますが……」。

『生を豊かにするはずの科学技術がかえって人間の生を脅かすという自己矛盾』という安斎新館長の言葉は、まさに原爆・原発による被災を指摘していると思います。人類はもっと謙虚にならなければいけない、「分」というものを知るべきであると思います。

「memento mori」とは、自分の死を想うとともに、原爆で丸焼けになったヒロシマ・ナガサキに象徴される幾多の被災を自覚し続けながら今を生きるということではないかと思います。

今日本という国は、それとは正反対の方向に進もうとしています。これを何としてでも止めなければなりません。ともに頑張りましょう！」

吉岡さんは伝言館の会員でもあり、時々現地の情報をお寄せいただいている。何かが縁になるかわからない。いつか伝言館を訪れてもみたいが、果たしてそん



目次

- ① 「死を想え」 解説：安斎育郎（伝言館館長） P1
- ② 「思うこと」 P～3
- ③ 高裁逆転判決をめぐる東大和市長の対応 P3～4
- ④ 裁判ごっこNEWS2号 P4～6
- ⑤ これが当たり前の姿だ！ P6
- ⑥ 敗訴判決めぐ、さいたま市の対応との比較 P7
- ⑦ 替え歌コーナー P8

な日が来るのだろうか。

5月の上映と講演会を行い、様々な方との出会いがあった。実施して本当によかったと思う。実施に協力してくれた方々にもあらためて感謝したい。参加者数や収支にとらわれていた自分が、今更ながら何だったのかと思う。



高裁逆転判決をめぐる東大和市長の対応

チラシ配置拒否裁判の高裁逆転勝訴判決に対する被告東大和市長の対応がはかばかしくはない。

「高裁判決」とは、佐伯芳幸中央公民館館長（当時）によるチラシ配置拒否に関し、被告東大和市に行政手続法第7条違反（申請に対する応答義務違反）があったと認定し、申請人の精神的苦痛に対して国家賠償法第1条1項による損害賠償金支払いを命じたものである。東大和市にとっては完全敗訴と言ってもいい判決内容である。

本来であれば加害者である市長から、会って謝罪がしたいので面会をお願いしたいと原告に依頼があるべきところ、事態は逆転した様相を呈している。原告側からの再三の面談要請に対し、市長はこれに応えず、賠償金支払いの手続きを一方的に原告に依頼してくるという、不誠実な状態が継続している。

これでは順序が逆であろう。本来であれば謝罪、そのうえでの賠償というのが世の常識というものである。市長を含む違法処理をした者の処分、そしてこれら一連の事実の市民・市職員への公表があってこそ、本当の再発防止になる。東大和市長はこれらをすべて回避し、賠償金を支払ってすべてを終わりにしてしまおうとしているのである。そんな自分勝手は許せない。

原告は、市長に面談の意志はなしと判断し、2度の面談要請以降はこちらから当局側に赴くことはせず、市長自ら当方を訪れるよう通達した。

高裁判決に対する誤った認識のもと、議会答弁を見るまでもなく、そもそも市長はこの件について責任すら感じていないようである。このような市長の姿勢では、表現の自由の侵害に関わる同様の案件がこれからも発生する恐れが強いということを意味する。

東大和市の対応の現状と、裁判の本質を理解いただくために、新たに「裁判ごっこNEWS1号」を発行し、東大和市議会議員に送付した。こちらの通信からも読めるようにリンクさせてある。以下のQRコードをスマホで読み取り、同二ス1号を見ていただきたい。

「裁判ごっこNEWS1号」はこちらから見ることができる



「同NEWS2号」については、印刷日が重なったので、この通信に転記する。

「NEWS」を作っている最中に、下記のような7月9日付の東京新聞のコラムが目にとまった（次頁参照）。

この記事に倣って言えば、佐伯芳幸東大和市立中央公民館長（当時）は本当に反省したのか、その後佐伯元館長は産業振興課の副参事におさまったようだが、和地仁美東大和市長は佐伯元館長の責任も問わず、しかるべき再発防止のための措置をとったのか、いまだそのような話は聞こえてこない。

そもそも和地市長には、部下の責任を自らの責任とする矜持があるとは考えられないのである。

本音の コラム



まえかわ きへい
前川 喜平

今年二月に性的マイノリティについて「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」、同性婚制度ができれば「この国にいたくない」と言って反対する人は結構いる」などと発言し、首相秘書官を更迭された荒井勝喜氏。経産省で官房付になっていたが、四日付で官房審議官に発令されたという。彼は局長経験者だから確かに降格人事だ。しかし彼の差別発言は「全体の奉仕者」(憲法一五条二項)として明らかに問題であり、信用失墜行為として懲戒処分になってもおかしくなかった。経産省は「適材適所の観点から経産相が判断した」「本人は深く反省してい

荒井勝喜氏は反省したのか

「と説明しているそうだが、それなら西村康稔経産相はこの人事の理由を自ら説明するべきだし、荒井氏本人は自ら謝罪と反省の意を公にするべきだ。そして経産省は二度とこんな差別発言をする官僚が出ないよう必要な措置をとるべきだ。僕は文科次官だった二〇一六年に中堅幹部以上を対象に性的マイノリティについて学ぶ研修会を開いた。退任時に全職員に送ったメールでは性的マイノリティへの理解と支援を呼びかけた。職員がALLY(アライ)(理解者・支援者)だと示すためのステッカーも作った。荒井氏を要職に戻すならこれくらいはやってほしい。荒井氏にしっかり学ばせてアライに变身させられれば経産省も見直されるだろう。(現代教育行政研究会代表)

2023.7.9

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS

2号(2023年7月20日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)



1、この裁判の重大な意味

チラシ配置拒否裁判には2つの重大な意味があることを忘れてはならない。

ひとつは、佐伯芳幸東大和市立中央公民館長(当時)によるチラシ配置許可権限を利用した不当なチラシ書き換え要求があったということ。高裁判決で違法性が認定されたのは、行政手続法第7条の「申請に対する審査、応答」義務違反だが、その違法行為によってチラシ書き換えが要求されたということである。これは憲法第21条の表現の自由の侵害に直結する。すなわちすべての市民にとって、何時その当事者になってもおかしくない、普遍的な事案であるということである。

もう一つ、見落としてはならない重大な側面がある。書き換えを命じられたチラシの内容が、原告榎本が東大和市を相手取って起こした別件の損害賠償請求訴訟(「陳情不上程告発裁判」)に関するものであり、チラシ書き換えを命じた佐伯東大和市立中央公民館長が別件裁判の被告東大和市の一翼に位置する

人物、つまり関係者の一人であるということである。この事実は、憲法第 21 条の集会、結社の自由の侵害、ならびに同 2 項の検閲にあたる可能性が高いということになる。

本裁判、および確定判決後の市側の対応について理解するうえで、この 2 つの事実を抜きにすることはできない。

2、和地市長の問題発言と印象誘導

本年 1 月 15 日の市長答弁（「一部敗訴」発言、一審・二審同等評価発言）が誤りであることは、すでに本通信 1 号で述べた。

チラシ配置拒否事件に関する和地仁美東大和市長の答弁をの改めて全文（一部省略あり）を再現する。

中央公民館チラシ配置にかかる損害賠償請求事件にかかる弁護士費用等についてであります、現在までの支払金額は 140 万 8000 円であります。次に（中略）再発防止についてであります、本件裁判につきましては、一審で市側勝訴、二審で市側一部敗訴となり（「一部」を強調して発声）、裁判所ですえ判断が分かれる事案でありました。この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります。」（カッコ内、および下線は引用者）

和地市長の問題答弁はこちらから聞くことができる



この答弁には誤りがあるばかりでなく、意図的な印象誘導がある。

すなわち、一審と二審を等価に列挙することによって、高裁判決で認定された東大和市の違法性を相対化しようとしていることである。俗な言い方をすれば「違法行為といったって大したことないんじゃないの……」という印象を与えようとしている。これはとんでもないことである。一審と二審は等価ではないどころか、比較の対象にすらならない。二審判決は上告されない限り、一審判決に対して絶対的な優位性を持つものである。

このことは「一部敗訴」についてもいえる。「一部敗訴」ということは、「ほぼ勝訴」ということを意味する。本通信 1 号でも述べたので詳しくは書かないが、高裁判決が行政手続法違反を認定し、国家賠償法による損害賠償を被告東大和市に命じたということは、被告東大和市にとっては全面敗訴に近く、原告にとっては完全勝訴に近いことを意味する。このことを逆転させて印象付けようとい【裏面に続く】は見られるのである。市長の姑息な言い逃れと言ってもいい。

3、被告東大和市長と原告の応答

答弁から見てくる裁判に対する市長の認識と、高裁判決に対する手前勝手なこじつけは、原告（違法な行政処分による被害者）に対する市長の対応によく反映されている。

高裁判決を受けて、原告が再三の面談要請（6 月 8 日・同月 22 日）をしたにもかかわらず、これに**応えず、損害賠償金支払い手続きに協力をお願いしたいという文章を、市長は一方的に送りつけてくる始末である**（6 月 21 日・同月 30 日・7 月 6 日、30 日付文書の中に「（お願い）」との表題あるが、他には表題すらしなし）。しかも、伊藤智現中央公民館長を使ってである。これらは回答期限さえ大幅に遅延しものだが、そもそも原告が先に市長に提出した要請書（面談要請）に対する回答ですらない。

上記面談要請書に対する市長の対応からみて、市長自身に面談の意志なしと原告は判断し、これまでは原告が市長室を訪れての面談を前提としてきたが、以降は市長自身が原告を訪うよう伝える（7 月 6 日伊藤現館長宛メール、その内容は秘書広報課でも共有）。むしろこれが本来の姿である。そのうえで原告は 7 月 6 日付で要請書（請願書）を東大和市長に提出した。

要請書（請願書）の内容はこちらから見る事ができる



※面談に応えなかった理由を、当初市長は「多忙」を理由としていたが、これすら優先順位をはき違えたものである。市長に面談の意思なしとは、後日、加藤泰正秘書広報課長に直接会って確認した。

東大和市公務員による違法行為の再発防止を本気で考えるなら、被害を受けた市民に対する謝罪、違法処分をした職員と任命権者である市長の処分、これら一連の事実を市民、市職員に対して公表することが最も有効な方法であることは言うまでもない。

その第1歩が被告和地市長には踏み出せない。市政のトップにあるものとして、情けない限りである。

反対に東大和市長はこれら一切をスルーし、賠償金だけ払って終わりにしようとしている。市長としての自覚も、一市民としての常識すらないと言わねばならない。

東大和市議会議員にもこの事実を陳情し、善処を要望したが、このような現状を許すようであれば、議会も一蓮托生ということになる。9月議会が待たれる所以である。

4、さいたま市での事例

表現の自由に関わる訴訟としては、「9条俳句訴訟」が有名である。

2014年、さいたま市内の俳句サークル会員の女性が詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句が公民館だよりに掲載されなかったことを不当とし、損害賠償請求訴訟をおこした。最高裁まで争われたが、2018年12月、俳句の不掲載を違法と認め、市に5,000円の損害賠償金支払いを命じた東京高裁判決が確定した。2019年2月、さいたま市はこれを受け、原告女性に謝罪し、俳句の掲載を行った。

これがまともな判断ができる被告たる市の対応というものである。しかるに東大和市長はどうか。行政手続法違反を指摘されても、被害者に対する謝罪はおろか面談すらせず、行政上の違法行為を犯した者への処分や指導はなく、任命権者である市長自身、責任すら感じていない。判決が命じた損害賠償金を支払ってすべて終わりにしようとしている。法律とか判決とかいったものは社会の最低限のルールでしかないという社会的認識すら、和地市長にはないものとみえる。

過ちを認めないものは、再び同じ過ちを犯す。再発防止とは正反対の方向に進もうとしているのが、東大和市長の現在の姿である。



これが当たり前の姿だ！

東電は福島第一原発事故に関する仙台高裁判決を受けて、原告住民に謝罪した。決して充分とは言えないが、これが被告の取るべき当然の姿だ。【2023.7.17 東京新聞記事】

敗訴確定の東電 住民に謝罪

損害訴訟 南相馬に「被害と混乱」

東京電力福島第一原発事故で古里を奪われ精神的苦痛を受けたとして、福島県南相馬市原町区の住民らが起こした損害賠償請求訴訟で、敗訴が確定した東電は十六日、幹部が同市を訪れ、原告らに「事故で取り返しのつかない被害と混乱を及ぼした」と謝罪した。原告側は国を訴えず東電のみを被告とした。昨年十一月の仙台高裁判決は東電が津波対策を怠ったと批判し、一審福島地裁いわき支部判決より多い計約二億七千九百万円の支払いを命令。東電は上告したが、国の賠償基準の改定などを踏まえ今年三月に取り下げた。この日は東電の高原一嘉福島本社代表が、小早川智

明社長名義の謝罪文を代読。「皆さまが大切に育んだ古里とのつながりを途絶させ、生活を一変させてしまった。高裁判決の指摘を真摯に受け止め、事故の責任を痛感している」と述べ、原告団の牛来広団長代行に手渡した。

牛来さんは「謝罪は素直に受け止めたい。しかし賠償格差はまだまだ残り、廃炉が計画通りに実施できるかも疑問だ。真の意味での責任の貫徹を求める」と応じた。

東電は同県いわき市民らによる同種訴訟でも敗訴しており、十七日に原告側に謝罪する。

原告団の牛来広団長代行を謝

敗訴判決めぐ、さいたま市の対応との比較

2018 年の 9 条俳句不掲載に関する東京高裁判決確定を受けて、さいたま市では作者に謝罪した（2019.2.1 朝日新聞埼玉版）。さいたま市の対応ですら満足のいくものとは思えないが、誠意は伝わってくる。少なくともメディアに取り上げられたことによって、前車の轍を踏まぬよう、再発防止になるだろう。

いっぽう、東大和市の対応は前掲のとおりである。敗訴も素直に認めようとせず、原告に謝罪しようともせず、違法な行政処分をした者やその任命権者が何のお咎めも受けず、それらの事実を公表しようもしない東大和市のような姿勢では、これからも必ず同様の事案が起こるだろう。

まるでアジア太平洋戦争時における、そして関東大震災の時の国家的な犯罪事実を無かったかのようにふるまう、現政権のありようとそっくりではないか。

九条俳句 やつと決着

公民館だより掲載さいたま市側謝罪

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠んだ俳句が、さいたま市の三橋公民館だよりに掲載されなかった問題は、市教委が31日に作者の女性（78）に謝罪し、1日発行の公民館だより2月号に掲載されることで、4年半ぶりに決着した。市と最高裁まで争い、不掲載は違法との司法判断を勝ち取った女性は「このことを思い煩わない日はなかった」と振り返り、ほっとした表情を見せた。

31日午後、女性が所属する同公民館（大宮区）に出る三橋俳句会が拠点とす

は、女性や俳句会の会員らを前に「心からおわびする。このような事態が生じないように努める」と約束した。女性は、不掲載が作者の思想・信条を理由とする不公正な扱いだったとする判決を「（市側が）ちゃんと受け止め、理解した」ことが謝罪と掲載の決断につながったと述べた。

【九条俳句不掲載損害賠償等請求事件】
号に、俳句一句を掲載しないとされた事に関する九
年12月20日の最高裁判所の棄却決定等により、
件俳句の掲載請求権を有していないとした一方、
扱いであり、人格的利益を違法に侵害したとし、
け止め、今後は、このような事態が生じないよう
民館における学習活動の充実を図ってまいります

梅雨空に 「九条守れ」の 女性デモ

不掲載を巡る最高裁決定の報告とともに
に「公民館だより」に掲載された俳句



作者の女性（左）に謝罪し、頭を下げる細田教育長＝さいたま市大宮区の三橋公民館

がったとして「うれしい」と素直に喜んだ。

三橋公民館だよりはB4用紙の両面に書かれ、毎月1日に2千部を発行。各戸に回覧し、公共施設の掲示板や棚にも置かれてきた。三橋俳句会の句は毎号、裏面の一番下が「指定席」。この句も本来、2014年7月号に載るはずだったが、1676日後の2月号に判決内容の説明を添えて裏面に掲載された。

31日夕、刷り上がったばかりの公民館だよりを見た女性は「正式なルートで発表できてよかった。大事に記念に取っておきます」と感慨深げ。「最高裁決定後も（謝罪や掲載が）だめだったらさいたま市に住むことが恥ずかしいくらいに思っていた」と話した。

女性は俳句会以外の活動でも公民館をよく利用しているという。「公民館は身近で安心して使える場所。これからは思想信条で差別するようなことはなくしてほしい」と望んだ。

（森治文、笠原真）

替え歌コーナー



元歌はこちらから
聞くことができます

わち 大人の童謡

(元歌：童謡「海」)

わちはえらいな 大きいな
負け認めず 「一部敗訴」

わちの言葉は ウソくさい
ついてどこまで続くやら

わちの辞書には ない言葉
「謝罪」「処分」「再発防止」

わちはずるいな 姑息だな
責任取らずに ほっかぶり

わちの言葉を マネをして
行ってみたいな ウソの国

しっ、しっ、市長のひとり旅

(元歌：「どうどうどこの唄」水前寺清子)

勝った負けたとさわぐじゃないぜ
あとの態度が 大事だよ
裁判負けたが 謝らず
カネだけ払えば お終いサ
しっ、しっ、市長の、ひとり旅

ワタシを裁判に訴えたあいつが
泣いて文句を言ってる
無視して済まそうと思ったが
鬼も黙らすこのワタシ
しっ、しっ、市長の人生さ

おまえさんには色気がないと
地元支持者が口惜しがる
知っているんだ 色の道
だけどその手は古すぎる
しっ、しっ、市長のひとり旅



■今年も8月がやって来る。東大和市戦災変電所前の平和広場では19日(土)に「市民平和のつどい」が行われる。「市民」と名を冠しているが、市民はあくまでもお客様でしかない。毎年市民団体が参加を申し入れても、十分な検討すらなく、参加を拒んでいる。 ■自由と人権通信は独善的で、だらだらと長いだけなので、あまり読む気にならないとよく言われる。そんな中で、「替え歌」は比較的評判がいい。今回はローカルな内容なので意味不明のところもあるかもしれないが、想像力で読み取ってください。皆さんも、風刺のきいた自慢の一作を自由と人権のHPの「掲示板」からお送りください。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。



暑中お見舞い申し上げます